# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年12月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年5月1日までの期間及び同年6月1日から15年8月26日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、12年10月から13年3月までは26万円、同年4月は24万円、同年6月から15年4月までは26万円、同年5月から同年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成15年7月30日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年12月1日から15年8月26日まで

② 平成15年7月30日

A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間①の給与額は 26万円以上だったのに、標準報酬月額が 22万円と記録されている。また、申立期間②に支給された賞与の記録が無い。調査の上、申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間①のうち、平成11年12月から12年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、11年10月1日の定時決定により、当初、26万円と記録されていたところ、同年12月1日の随時改定により、12年2月8日付けで、22万円に引き下げられていることが確認で

きる。

しかしながら、B社から提出された賃金台帳を見ると、平成11年2月から同年12月までの期間に固定的賃金の変動は無く、当該随時改定が行われるべき事情はうかがえない。

また、前述の賃金台帳によると、申立人は、申立期間①のうち、上記随時 改定により標準報酬月額が減額された平成11年12月から12年9月までの 期間に、標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除 されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B社の事業主及びその妻の標準報酬月額が、申立人に係る上記随時改定と同日の平成12年2月8日付けで、10年4月1日に遡って、大幅に引き下げられていることが確認できる上、多数の同僚の標準報酬月額についても、同日付けで、申立人と同様の随時改定により引き下げられていることが確認できる。

加えて、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成11年12月分から厚生年金保険料を滞納していることが確認できるところ、事業主は、「経営不振のため、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所から、滞納保険料の減額方法について示唆された。制度の詳しい内容も知らず、標準報酬月額の減額の届出をした。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、上記随時改定処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、当該減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間①のうち、平成11年12月から12年9月までの期間に係る標準報酬月額について、有効な随時改定処理であったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が11年10月1日の定時決定の際に社会保険事務所に届け出た当初の26万円に訂正することが必要である。

なお、当該随時改定処理を行った日以降の最初の定時決定(平成12年10月1日)で22万円と記録されているところ、当該定時決定処理については 遡及処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務 所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、申立期間①のうち、平成12年10月から15年7月までの期間及び申立期間②について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成12年10月から同年12月までの期間及び14年1月から15年7月までの期間の標準報酬月額については、B社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額

又は報酬月額から、12年10月から同年12月までの期間及び14年1月から15年4月までの期間は26万円、同年5月から同年7月までは24万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成13年1月から同年4月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間については、賃金台帳が無いため、報酬月額及び保険料控除額を確認できない。しかしながら、前述の賃金台帳、源泉徴収簿及び申立人の給与振込口座に係る預金取引明細表から、当該期間は、その前後の月と同額の保険料が控除され、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が支給されていたものと推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額は、前述の賃金台帳、源泉徴収簿及び預金取引明細表において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、13年1月から同年3月までは26万円、同年4月は24万円、同年6月から同年12月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、 当該報酬月額に基づく保険料しか納付していないとしていることから、社会 保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事 務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年 金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年5月について、前述の源泉徴収簿及び預金取引明細表によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが推認できるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが推認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

次に、申立期間②に係る申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳により平成15年7月30日に6万円の賞与が支給され、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが認められることから、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 和歌山厚生年金 事案 917

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで 私は、A社で昭和62年9月30日まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪 失日が同年9月30日とされている。同年8月分から同年10月分までの給料 明細書を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と して認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書、家計簿等の記載内容及び雇用保険の記録から、申立人がA社に昭和62年9月30日まで勤務し、同年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書の報酬月額及 び保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和62年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。